

南知多町家具転倒防止器具取付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家具を固定することにより、災害時における家具の転倒による事故の防止を図り、高齢者等が安心して生活できる環境を維持することを目的とする。

(事業内容)

第2条 南知多町家具転倒防止器具取付事業（以下「取付事業」という。）の内容は、次のとおりとする。

対象家屋	対象者の住所地の家屋
取付場所	利用頻度の高い寝室、居間等
取付対象家具	利用頻度の高い寝室、居間等に置かれた家具（器具を取り付けることができるものに限る。）
器具取付箇所数	1世帯3箇所まで

(対象者)

第3条 取付事業の対象者は、南知多町に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 70歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- (2) 身体障害者手帳3級以上の者のみで構成されている世帯
- (3) 70歳以上の高齢者及び身体障害者手帳第3級以上の者のみで構成されている世帯
- (4) その他、町長が特に必要と認めた世帯

(費用負担)

第4条 取付事業に係る器具及びその取り付けに要する費用は、町が負担するものとする。

(申請手続)

第5条 取付事業を受けようとする者は、次に掲げる条件を満たし、又は了解した上で家具転倒防止器具取付申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借家又はアパートの場合は、器具の取り付けに関し所有者又は管理人の承諾を得られていること。
- (2) 釘やネジの使用ができること。
- (3) 取り付け作業後の家具の移動、器具の取り外し等を依頼しないこと。
- (4) 取り付け家具及び家屋の損害賠償を請求しないこと。

(決定通知等)

第6条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その結果を家具転倒防止器具取付事業決定・却下通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(取付事業の委託)

第7条 取付事業は、南知多町シルバー人材センターに委託して行うものとする。

(免責)

第8条 この要綱による取付事業により固定された家具が、転倒し被害等が発生した場合は、町及び南知多町シルバー人材センターは、その責めに帰すべき理由によるものを除き、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。